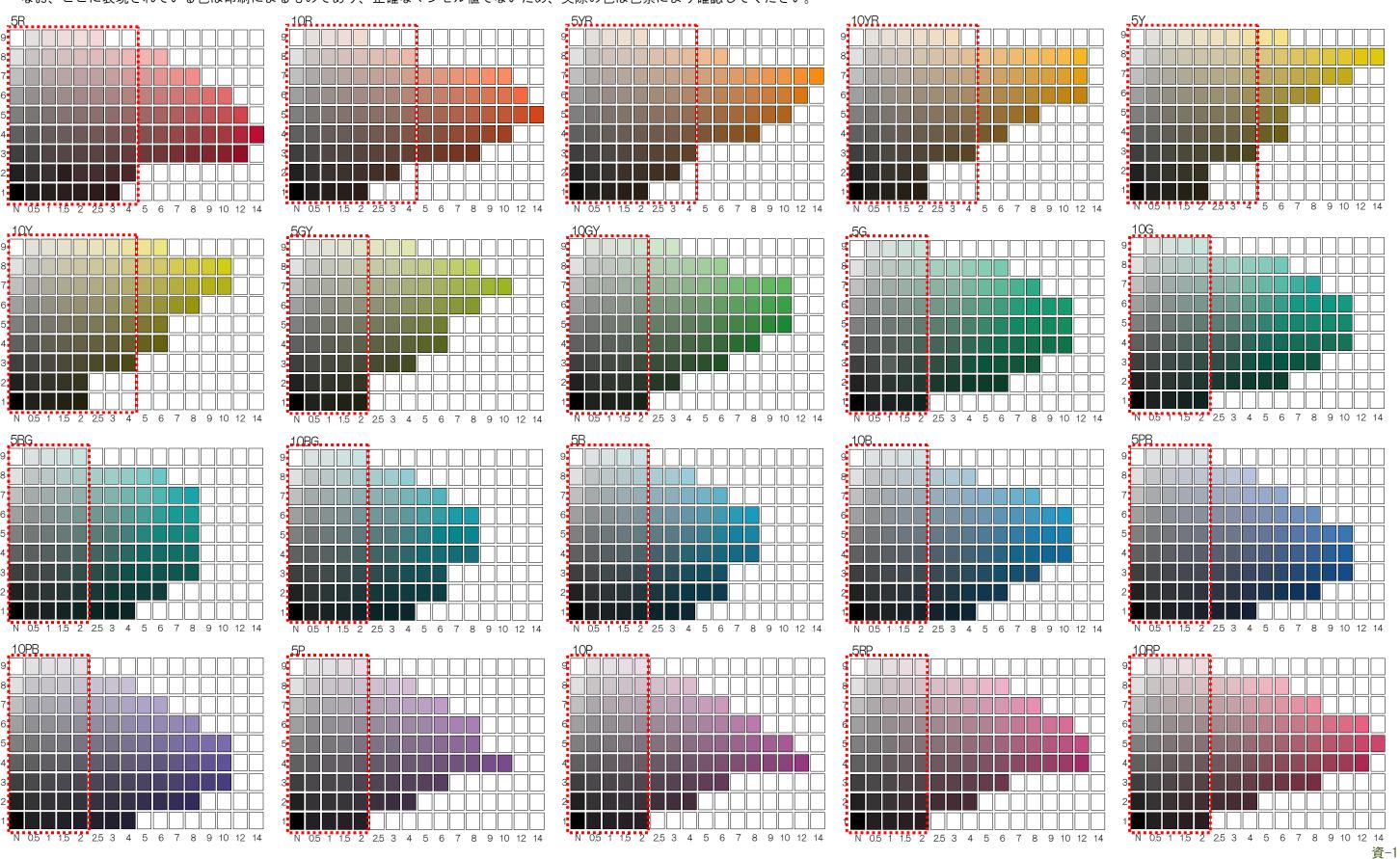
参考資料

1. 景観計画における色彩基準

椎葉村景観計画では、建築物や工作物の建設、または、これらの外観の変更を行う際の色彩基準を示しました。下図は、その参考図として示すもので、各色相の赤点線の枠内が使用できる色彩の範囲です。 なお、ここに表現されている色は印刷によるものであり、正確なマンセル値でないため、実際の色は色票により確認してください。



あ〜お

アクセントカラー	全体の中でアクセントとなる少量の目立つ色のことで、色相、明度、
	彩度のいずれかに大きな差をつけて強調させる色。建築物の配色の中
	では、庇や窓枠に取り込んだり、壁面等にストライプを設けるなどが
	考えられる。
屋外広告物	商業広告に限らず、常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示
	されるもので、看板、はり紙・はり札、広告塔及び建物その他のもの
	に表示・掲出されたものなどをいう。屋外広告物は「屋外広告物法」
	及び地方公共団体が定める「屋外広告物条例」により、必要な規制が
	行われる。
オープンスペース	都市または敷地内で、建造物の建っていない場所。空き地。

か~こ

従前の建築物を取り壊して、これと位置・用途・構造・階数・規模が
ほぼ同程度のものを建てること。
景観計画における「良好な景観の形成に関する方針」に示された景観
形成の基準について、景観づくりの主体となる村民、事業者、行政が、
その取り組みについて共通の認識を持つことができるよう、参考図・
写真による具体的事例などにより、わかりやすく解説したもの。
九州地方の景観、自然、歴史・文化、考古、食・産物、祭り・イベ
ント等の地域資源を最大限活用し、暮らす人々、訪れる人々にとって
魅力的な九州を実現するために、地域住民等の「美しいみちづくり」
への積極的な参加と地域住民等と行政の協働により、地域の魅力を発
掘、維持、発展させることを目的とした取組み。
九州内で全 10 ルート、宮崎県内では 2 ルートが登録され、ルートご
とに沿道の草花緑化などの活動を推進している。今後も登録ルートを
増やしていく方針であり、「ひむか神話街道」も登録候補ルートとな
っている。
それぞれ異なる主体が、お互いの役割と責任を分担して一つの目標を
達成する取り組み。
道路や河川などに沿って線的に形成される景観。
景観法第19条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方
針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な
建造物のこと。

景観重要公共施設	景観計画区域内の景観上重要な公共施設(道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等)に関して、あらかじめ地方自治体(景観行政団体)と公共施設管理者が協議し同意がなされた場合、それらの施設を「景観重要公共施設」として景観計画に位置付けることができる。景観重要公共施設として定められた公共施設は、景観計画に即して整備されることが義務付けられるが、一方で公共施設の整備法(道路法や河川法など)に関して景観配慮の特例規定が設けられ、景観計画との整合性が図られる仕組みになっている。(景観法第8条)
景観重要樹木	景観法第28条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木。
景観条例	景観法による委任事項である届出対象行為、景観重要建造物・樹木の管理基準、景観づくり団体等に関する規定や、独自施策として技術指導等を行う景観アドバイザー制度、村民の活動に対する助成などに関する規定を盛り込み、景観計画の実現を図る条例。
景観審議会	建築物等の高さや色彩など、本村の景観形成に関する事項に関し、専門的な立場から調査審議を行う第三者機関。
景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めた法律として平成16年6月に成立し、公布された法律。
形態·意匠	建築物や工作物の景観の質に影響を与える色彩、形状、様式、材質な どを様々に工夫すること。一般的にデザインともいわれる。
工作物	人工的な構造物で、土地に固定して設けられるもの。建築物のほか、 橋、堤防、トンネルなどがあり、建築物と対比して建築物以外のもの を意味する場合もある。
コミュニティ	地域社会、共同生活体のこと。

さ~そ

彩度	世界標準のマンセル表色系では、色相、彩度及び明度の三属性の組み
	合わせで一つの色を表す。彩度は鮮やかさを数字で示し、数値が低い
	ほうが落ち着いた色となる。
視点場	ある景観を眺める立ち位置のこと。視点は景観を見る人間自体であ
	り、視点場は視点である人間が位置する場所を指す。ビュースポット
	と同義。
修景	建築物の外観や道路・公園等の景観を美しく整えること。

重要伝統的建造物 群保存地区	文化財保護法でいう「伝統的建造物群」とは、城下町・宿場町・門前町・寺内町・港町・農村・漁村などの周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的建造物群を指す。重要伝統的建造物群保存地区とは、市町村が条例等により決定した「伝統的建造物群保存地区」のうち日本の文化財保護法第144条の規定に基づき、特に価値が高いものとして国(文部科学大臣)が選定したものであり、全国で88
	地区が選定されている。
スパイラルアップ	螺旋を描くように一周ごとにサイクルを向上させて、継続的な改善を していくという螺旋状のしくみのこと。

た~と

眺望点	優れた景観を眺望できる地点・場所のこと。
-----	----------------------

な~の

法面	切土(高い地盤・斜面を切り取って低くし平坦な地表を作る、あるい
	は周囲より低くする工事。また、切り取った土砂のこと)や盛土によ
	り作られる人工斜面のこと。

は~ほ

バッファゾーン	自然保護地域設定の際の地域区分(ゾーニング)のひとつで、コアエリア(核心地域)を取り囲んで、保護地域外からの影響を緩和するための緩衝地域・地区のこと。 保全生物学などでは、保護地域の主目的となる重要な生態系などを保全するためには、その周辺に緩衝地帯を設定して人間活動の影響などが直接核心部に及ばないようにすることが重要とされている。
花いっぱい基金	大分県中津市や長崎県五島市等で進められている事業。特定の河川等、重要な景観ポイントに限定して、桜などの植樹を行うための基金を広く自治体内外から募り、植樹を漸進的に推進している。出資者の名前が植栽プレートに記名されることにより、公共空間への住民の愛着が醸成されるとともに、自治体は事業負担を軽減することができる。

ま~も

マンセル表色系	色を定量的に表す体系である表色系のひとつで、色彩を色の三属性
	(色相、明度、彩度)によって表現する。日本では、JISZ8721(三属
	性による色の表示方法)として規格化されている。



や~よ

擁壁	がけ地の土砂や、傾斜地のヒナ壇型造成地の段差が崩れるのを防ぐ
	ために設けられる壁状の構造物のこと。

ら~ろ

ランドマーク	広い範囲から見え、地理上の目標物となると同時に、地域の景観を 特徴づける山や建物などの景観構成要素。
稜線	山の峰と峰を結んで続く線。尾根のこと。

わ~ん

ワークショップ 作業場、研修会などの意であるが、都市計画・まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、さまざまな立場の参加者が経験交流や、共同作業を通じて、地域の課題発見・創造的な解決策や計画案の考案・それらの評価などを行っていく活動をいう。
--

椎葉村

地域振興課

〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良 1747-20 TEL 0982-67-3203 FAX 0982-67-2825